

西郷村告示第 87 号

令和 3 年第 2 回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

令和 3 年 4 月 22 日

西郷村長 高橋 廣志

記

1. 期 日 令和 3 年 4 月 27 日
2. 場 所 西郷村議会議場
3. 付議事件
 - 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 1 号 西郷村ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 2 号 西郷村税条例等の一部を改正する条例
 - 議案第 35 号 令和 3 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 号）

応招不応招議員

- ・ 応招議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 河西美次君	6番 松田隆志君
7番 鈴木勝久君	8番 真船正晃君	9番 藤田節夫君
10番 秋山和男君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 鈴木武男君
16番 真船正康君		

- ・ 不応招議員（なし）

令和3年第2回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

令和3年4月27日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 西郷村ひとり親等家庭医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 西郷村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第35号 令和3年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 閉会

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 河西美次君	6番 松田隆志君
7番 鈴木勝久君	8番 真船正晃君	9番 藤田節夫君
10番 秋山和男君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 鈴木武男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	鈴木且雪君	参事兼 総務課長	真船貞君
参事兼 財政課長	田中茂勝君	防災課長	緑川浩君
参事兼 税務課長	伊藤秀雄君	福祉課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開会と開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回西郷村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、令和3年4月1日付人事異動がありましたので、参考のため、お手元に行政機構図を配付しておきましたので、ご留意願います。なお、管理職については異動はありませんでしたので、紹介につきましては割愛いたします。

また、当西郷村議会では、猛暑対策の一環として、毎年クールビズに取り組んでおりますが、村は、今年は5月1日から10月31日までの間をスーパークールビズ期間とするということでございますので、来月以降、期間中の本会議及び委員会には、原則としてノーネクタイ、ノー上着での出席をお願いしたいと思います。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長及び総務課長のほか、議案に関係する各担当課長が出席しております。

◎会議録署名議員の指名

○議長（真船正康君） それでは早速、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に11番矢吹利夫君、12番上田秀人君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（真船正康君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、4月23日に開催されました議会運営委員会における答申に従い、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第33号～議案第35号）

○議長（真船正康君） 次に、日程第3、議案第33号より日程第5、議案第35号までの議案3件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日提案いたしました議案の大要についてご説明を申し上げます。

提出議案は、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第1号「西郷村ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」のほか、

専決処分の承認1件、補正予算1件の計3議案でございます。

議案第33号及び議案第34号の専決処分の承認を求めることについてであります
が、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定
により専決処分をしたので、議会の承認を求めるものであります。

続きまして、議案第35号「令和3年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」につ
きまして、ご説明申し上げます。

令和3年度西郷村一般会計補正予算（第1号）は、令和3年2月13日、福島県沖
を震源として発生いたしました地震の影響により、災害救助法が適用されない市町村
の住家被害に対し、福島県独自の支援事業が実施されるため、支援対象費用について
補正を行うものであります。

以上が、本日提案の議案の概要でございますが、細部につきましては担当課長より
説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正康君） 次に、議案第33号から議案第35号までの議案3件に対する細
部説明を求めます。

福祉課長。

（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 次に、議案第34号に対する細部説明を求めます。

税務課長。

（参事兼税務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 次に、議案第35号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（参事兼財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 建設課長。

（建設課長、議案関係資料により細部説明）

○議長（真船正康君） 以上で細部説明が終わりました。

◎議案第33号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、日程第3、議案第33号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 西郷村ひとり
親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例）」、本案に対する賛成議
員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

◎議案第34号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 次に、日程第4、議案第34号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 西郷村税条例等の一部を改正する条例)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

◎議案第35号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 次に、日程第5、議案第35号に対する質疑を許します。

7番鈴木勝久君。

○7番(鈴木勝久君) 7番鈴木勝久です。

議案第35号「令和3年度西郷村一般会計補正予算」について質疑いたします。

やっど地震の被害について支援策を出してきたということなんですけれども、西郷におかれましては、2月18日、17日でしたっけ(不規則発言あり)、13日におかれた地震、被害が大したことないような報告をなさっていました。そのとき私が言ったのは、羽太地区を見てくださいという話はしていたんですよ。特に上羽太、下羽太地区なんですけれども、これ3.11のときも相当な被害が出たんです。そのとき、まるっきり家を建て替えた、そういうところは、今回それほど被害がなかったんですけれども、10年前に補修した住宅、これは相当な被害があったんです。うちの近くでも2軒ぐらい補修したんで、今回は相当な3.11以上のダメージを受けて、もう家の中で住めないんじゃないかという状態で、大分被害があったんですけれども、それを村側は把握してくださらなかった。やっどこれ、県が予算をつけたんで、村も本腰をつけて動いたんですけれども、もうちょっとしっかり村民とか住民のそういう被害調査をしていただきたい、まずそれを最初に述べておきます。

中に入りますけれども、被害の区分で、準半壊、準半壊に至らない、この辺なんですけれども、中規模半壊もありますけれども、この被害割合の30%以上40%未満とか、被害割合の10%、20%未満、この被害割合というのは、前は罹災証明というのは消防署で出してくれたと思うんですけれども、この被害割合、これはどこで判断するのでしょうか。

- 議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君の質疑に対する答弁をお願いいたします。
建設課長。
- 建設課長（相川 晃君） 7番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。
被害の被害区分、被害の割合というか、そちらにつきましては、今回の地震において、以前もそうでしたけれども、税務課のほうの罹災証明を発行するに当たっての判断基準に基づいて、その損害割合というものを判断しております。
- 議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。
- 7番（鈴木勝久君） じゃ、特に上羽太地区なんですけれども、この被害のこういう調査を依頼した家はあったんですか。
- 議長（真船正康君） 建設課長。
- 建設課長（相川 晃君） お答えいたします。
今回の地震において罹災証明を交付した件数につきましては、準半壊が2件、あと準半壊に至らない家屋被害というものが80件ございました。計82件、これは自らの申請に基づいて発行するものでございました。
- 議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。
- 7番（鈴木勝久君） これ、この被害の調査を依頼しなかったことは、家屋に関しては、この支援は受けられないのでしょうか。
- 議長（真船正康君） 建設課長。
- 建設課長（相川 晃君） お答えいたします。
今回の支援事業を受けるに当たっては、その罹災証明というものが必要となってまいりますので、仮に受けていないとなれば、その対象外となろうかと思いますが、罹災証明の発行に当たっては、税務課のほうの担当となりますので、改めて調査をしていただくとかという方法があるかと思っております。
- 議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。
- 7番（鈴木勝久君） その場合、もう直しちゃったという住宅に関しては、どうなんですか。その金額の、準半壊に至らない10%未満に関しては現金支給とありますけれども、その上に関しては、修繕費相当のお金をお支払い、その業者の領収書とか、そういうのを見せれば大丈夫なんですか。
- 議長（真船正康君） 建設課長。
- 建設課長（相川 晃君） お答えいたします。
準半壊以上の住家被害を受けて、既に修繕を行ったという世帯においては、その施工した業者さんの証明をもって支給の対象とすることができるとされております。
- 議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。
- 7番（鈴木勝久君） じゃ、大体今分かりましたけれども、実はうちは、家は大したことないって、うちも出さなかったんです。うちも被害があったんです。ただ、地震保険に入っていて、地震保険のほうからはお金が下りているんです。そういう家庭もあると思うんです。別にこのぐらいで出す必要ないや、でも保険に入っていたから、保険会社に一応問い合わせしてみようと。問い合わせたら、下りますよ、対象になりま

すよという、ですから、今日、これ通過すると思うんですけれども、広報、もう一度こういうのを皆様に出していただいて、周知徹底というか、こういうのが、こういう支援が遅くなりましたけれどもございますよと、していただけるんでしょうけれども、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 先ほど保険の話が出ておりましたので説明をさせていただきますが、その修繕が保険対応が明らかである場合においては対象外ということで、県のほうから回答を得ております。あと、今後、本日議決をいただいた後に、回覧等、またホームページ等で周知をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） すみません、終わるつもりだったんですけれども、対象外と聞いたんで、ちょっと詳しく聞きたいんですけれども、大体今震災の後、入っていないところも保険に入っているんですよ、地震保険、危ないということ。特に羽太地区なんかは改修したり新しくしたんで、強制的にそういう地震保険に入らされているみたいなところも、うちもそういつて入らせられたんですけれども、そういうところからの保険から適用されてお金が出た分は控除になるという、その分は含まないということなんですか。それ以上にかかった部分について、この制度が適用されるということなんですか。修理が例えば100万円かかりましたと、地震で壊れて。保険のほうで60万円その対象になって、60万円下りたから、その40万円に対してはするとかっていう話じゃなくて、どういうことでこの支援金というのは受けられるんですか。もうちょっと詳しくをお願いします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

保険対応の部分に関しましては、詳しい情報というか、県のほうからまだ通知とかがされていない状況で、市町村においてその判断基準というか、それは適宜判断していただくというような文言しかないものですから、今後、保険の部分に関しては、県のほうとやり取りして確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 納得いかないんですけれども、今の説明では、ただ、詳しく検討、対応して、できれば、自然災害の被害者になっているわけですから、その一助というか助けになればと思いますので、親切に村民の方々に寄り添って、その支援を受けられるように、行政のほうでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（真船正康君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第35号「令和3年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（真船正康君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議」なしという声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、議長において整理いたします。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正康君） 以上をもちまして、令和3年第2回西郷村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時39分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月27日

西郷村議会 議長 真船 正 康

署名議員 矢 吹 利 夫

署名議員 上 田 秀 人